

令和4年11月4日

件名 活性炭談合に係る損害賠償請求について

1 概要

令和元年11月22日、公正取引委員会は、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売事業者に対し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に規定する不当な取引制限の禁止に違反する行為を行ったとして、同法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

これを受けて、水道局で調査した結果、平成25年度から平成27年度に購入した本市の活性炭単価契約において、不法行為があったことを確認しましたので、当該契約に関与した4事業者に対し、令和4年11月1日（火）に損害賠償請求を行いました。

2 請求対象事業者及び請求額について

(1) 請求対象事業者

- ・本町化学工業株式会社（東京都足立区）
- ・太平化学産業株式会社（大阪府大阪市中央区）
- ・大阪ガスケミカル株式会社（大阪府大阪市西区）
- ・セラケム株式会社（広島県世羅郡）

(2) 請求額

①損害賠償金 合計 24,313,176円

請求対象年度の各契約単価と談合を取りやめた直近2年度（平成28、29年度）の平均単価との差額から算定。

②遅延損害金 各支払日の翌日を起算日、損害賠償金の納付日を終算日として5%の割合による金員。

3 請求の根拠について

民法第709条（不法行為による損害賠償）及び同法第719条第1項（共同不法行為者の責任）

4 損害賠償金の内訳

年度	案件名	請求額（円）	請求対象事業者			
			太平化学産業（株）	大阪ガスケミカル（株）※1	セラケム（株）	本町化学工業（株）
25	粉末活性炭の購入（岩崎浄水場）	8,767,008	○			○
26	粉末活性炭の購入（岩崎浄水場）	6,986,736		○		○
27	粉末活性炭の購入（岩崎浄水場）	8,559,432			○	○

※1 平成26年度の活性炭供給業者は日本エンバイロケミカルズ（株）であるが、平成27年4月1日に大阪ガスケミカル（株）に吸収合併されているため、大阪ガスケミカル（株）に請求する。

○問い合わせ先	水道局経営企画課 直通 027-321-1282
---------	-----------------------------